

【参考資料】

- 1 国語に関する学術研究の推進に関する作業部会の設置について
- 2 国語に関する学術研究の推進に関する作業部会 委員名簿
- 3 国語に関する学術研究の推進に関する作業部会 審議日程
- 4 国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管の経緯
- 5 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律
(抄)
- 6 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所の概要
- 7 平成20年7月「国語に関する学術研究の推進について」報告の概要
- 9 人間文化研究機構国立国語研究所の組織・業務に関する調査・検証について〈報告〉
(国語研からのヒアリング資料 (第2回配布資料))

国語に関する学術研究の推進に関する作業部会の設置について

平成23年9月6日
科学技術・学術審議会
学術分科会研究環境基盤部会

1. 趣旨

独立行政法人国立国語研究所を大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「人間文化研究機構」）に移管することを定めた「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」附則第15条では、「国は、国語に関する調査研究等の業務の重要性を踏まえ、当該業務の人間文化研究機構への移管後二年を目途として当該業務を担う組織及び当該業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」と規定されている。

このため、人間文化研究機構国立国語研究所における国語に関する調査研究等を担う組織及び当該業務の在り方について検討を行うため、研究環境基盤部会の下に「国語に関する学術研究の推進に関する作業部会」を設置する。

2. 検討事項

- ① 人間文化研究機構国立国語研究所における国語に関する調査研究等の業務を担う組織及び当該業務の在り方について
- ② その他

3. 庶務

作業部会の庶務は、関係課室の協力のもと、研究振興局学術機関課において処理する。

科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会
国語に関する学術研究の推進に関する作業部会 委員名簿

(臨時委員)

- ◎ 樺山 紘一 印刷博物館館長
北川 源四郎 情報・システム研究機構長

(専門委員)

- 飯野 正子 津田塾大学長
上野 善道 国立国語研究所客員教授、東京大学名誉教授
尾崎 明人 名古屋外国語大学外国語学部教授
砂川 有里子 筑波大学大学院人文社会科学研究科教授
中村 雅美 江戸川大学メディアコミュニケーション学部教授

(オブザーバー)

- 金田 章裕 人間文化研究機構長

(注) ◎ : 主査

(平成23年9月1日現在)

科学技術・学術審議会学術分科会
研究環境基盤部会国語に関する学術研究の推進に関する作業部会
審議日程

第1回：平成23年9月30日

(国語研究等小委員会と合同開催)

議題

- (1) 人間文化研究機構国立国語研究所について
 - (i) 国語に関する学術研究の推進に関する作業部会における検討の観点について
 - (ii) 国語研究等小委員会における検討の観点について

第2回：平成23年10月13日

(国語研究等小委員会と合同開催)

議題

- (1) 人間文化研究機構国立国語研究所について

※ 人間文化研究機構報告書（平成23年7月）に関するヒアリング

第3回：平成23年10月24日

議題

- (1) 人間文化研究機構国立国語研究所の組織・業務に関する調査・検証について

※ 報告書のとりまとめに向けた意見交換・議論

第4回：平成23年11月28日

議題

- (1) 「国語に関する学術研究の推進に関する作業部会」とりまとめ案について
- (2) 国立国語研究所の業務及びこれを担う組織のあり方に関する検討について

※ 報告書のとりまとめに向けた素案についての意見交換・議論

国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管の経緯

平成19年12月24日 独立行政法人整理合理化計画（閣議決定）

○国立国語研究所
【組織形態の見直し等】
・大学共同利用機関法人に移管する。

平成20年 1月31日 国語に関する学術研究の研究体制・研究組織の今後の在り方や国による支援の在り方などの検討を行うため、「国語に関する学術研究の推進に関する委員会」を設置。

平成20年 7月 7日 「国語に関する学術研究の推進について（報告）」
（科学技術・学術審議会学術分科会）

○国語に関する学術研究を推進するための中核的研究機関としての機能を持った大学共同利用機関を設置することが必要。
○当該大学共同利用機関については、最も関連の深い人間文化研究機構において検討を行い、同機構に設置されることが望ましい。

平成21年 3月31日 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号）成立

〔平成21年 1月31日 法案提出
平成21年 3月18日 衆・文部科学委員会 修正法案可決
平成21年 3月30日 参・文教科学委員会 修正法案可決〕

平成21年 4月 1日 人間文化研究機構内に国立国語研究所設置準備室を設置
→移管後の組織体制、研究計画、職員の移行及び処遇等の検討・準備

平成21年10月 1日 人間文化研究機構へ移管

**独立行政法人に係る改革を推進するための
文部科学省関係法律の整備等に関する法律（抄）**

（独立行政法人国立国語研究所法及び独立行政法人メディア教育開発センター法の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）
- 二 独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 第一条の規定、第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定、次条第一項から第三項まで及び第五項から第九項までの規定（独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）に係る部分に限る。）、同条第十項の規定、同条第十二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第三条第一項の規定、附則第六条第一項及び第二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十条の規定、附則第十一条の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十五条の規定、附則第十六条の規定（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）、附則第十九条の規定、附則第二十条の規定（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条のうち船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）並びに附則第二十二条の規定 平成二十一年十月一日

（国語に関する調査研究等の業務の維持及び充実のための措置）

第十四条 国は、国立国語研究所において行われていた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等（以下「国語に関する調査研究等」という。）の業務が、人間文化研究機構において引き続き維持され、及び充実されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（検討）

第十五条 国は、国語に関する調査研究等の業務の重要性を踏まえ、当該業務の人間文化研究機構への移管後二年を目途として当該業務を担う組織及び当該業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

[衆議院]

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

三 国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管に当たっては、これまで担ってきた日本語教育事業の重要性に鑑み、引き続き日本語教育事業を主体的に担っていくための十分な財源措置及び人的配置を行うものとする。また、移管後の国立国語研究所に、日本語教育事業を担当する部門を設置し、さらなる充実を図るとともに、新たな中期計画に日本語教育事業の質の向上を図るための措置を盛り込むこと。

四 国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性に鑑み、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。

[参議院]

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

三、独立行政法人国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管に当たっては、これまで担ってきた日本語教育研究及び関連する事業等の重要性にかんがみ、引き続き当該研究や事業等を主体的に担っていくための十分な財源措置及び人的配置を行うものとする。また、同研究所に、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、当該研究や事業等を担当する部門を設置し、更なる充実を図るとともに、新たな中期計画にその質の向上を図るための措置を盛り込むこと。

四、移管後の国立国語研究所においても日本語教育データベースの更新、既存の研究開発や研究者ネットワークの継続等に支障を来さないよう、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、研究職にある者を適切に移籍させるとともに、適正な手続に基づき処遇すること。

五、独立行政法人国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性にかんがみ、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。

右決議する。

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所の概要

1. 設置年月日 平成21年10月1日（独立行政法人国立国語研究所は、同年9月30日に廃止）
2. 研究所長 影山太郎
3. 所在地 東京都立川市緑町10-2
4. 目的 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表
5. 特色 ○日本語学・言語学・日本語教育研究の国際的拠点として国内および海外の大学・研究機関と大規模な理論的・実証的共同研究を展開することによって日本語の特質の全貌を解明し、言語の研究を通して人間に関する理解と洞察を深める。
○共同研究の成果や関連する研究文献情報を広く社会に発信・提供し、日本語教育、自然言語処理など様々な応用面に寄与する。
6. 組織 4研究系（理論・構造研究系、時空間変異研究系、言語資源研究系、言語対照研究系）
3センター（研究情報資料センター、コーパス開発センター、日本語教育研究・情報センター）
管理部（研究推進課、総務課、財務課）
7. 職員 51人（所長1人、教授等25人、研究員2人、研究支援職10人、事務職13人）【平成23年7月1日現在】
8. 経費 平成23年度予算額（運営費交付金） 12億円

平成20年7月 「国語に関する学術研究の推進について」報告の概要
科学技術・学術審議会学術分科会

1. はじめに

- ・国語は、我が国の文化の基盤。また、知的活動の基盤であり、学術研究の発展のためにも不可欠
- ・国語力の向上の観点からも、国語に関する調査研究の充実が求められている
- ・国語に関して、全国の大学等の研究者による共同研究の推進が必要

2. 我が国の国語に関する学術研究の現状と課題

- ・国語に関する学術研究は、個々の研究者の興味関心に基づき行われることが多く、研究の知見の共有が行われにくい
- ・研究成果や学術資料等が各大学の各研究室に散在し、それら資料が研究者の退職に伴い消失
- ・学生にとって必ずしも魅力ある学問となっておらず、国語に関する研究者の養成も課題
- ・これらの課題を踏まえ、大学等の関係機関が一体となって、国語に関する学術研究を推進することが必要

3. 国語に関する学術研究の推進に当たっての当面の重点課題

(1) 当面、特に重点を置いて推進する必要のある研究分野

- ・これまで、行われてきた言語資源の収集・整理は、コーパスの構築を含めさらに推進することが必要
- ・言語資源の分析結果から法則を発見し検証する理論研究、国語の歴史的、地域的、社会的な変異についての研究、他の諸言語との対照研究を推進

(2) 新たに展開する必要のある研究形態・方法

- ・知見を共有し、学問体系全体としてさらなる発展を図るため、全国の大学等の研究者による共同研究を推進
- ・情報技術を活用し学術資料等が簡便に入手できるような基盤整備や、共同研究を行う場が必要
- ・言語情報処理研究や言語習得研究など新たな学際的研究の発展を視野に入れ、関連分野の研究者が積極的に共同研究に参画できる仕組みが必要

4. 国語に関する学術研究の体制

(1) 大学共同利用機関の必要性

①大学共同利用機関の必要性

- ・ 学術資料を収集，整理，提供するとともに，研究者コミュニティの持つ知見を集積し，共同研究を推進する中核的な機関が必要
- ・ データベースの構築や，方言に関する調査研究など大規模な調査研究を行う中核的な機関が必要
- ・ 既存の分野間の研究交流を活性化し，国語に関する学術研究全体を高めるとともに，新たな学際的分野の創成のための機関が必要
- ・ 中核的な研究機関では，外国人研究者を積極的に受け入れるとともに，海外の日本語研究者に対しても研究の方法等に方向性を示し得る学術研究機関となることに期待
- ・ 文化の研究としての観点から我が国の国語をとらえる研究も必要

②大学共同利用機関の設置の在り方

- ・ 独立行政法人国立国語研究所のこれまでの研究の経験や成果を学術研究に活かす観点から，同研究所を改組・転換することが適当
- ・ 大学共同利用機関法人人間文化研究機構に設置されることが望ましい。また，人間文化研究機構では，大学共同利用機関にふさわしい運営体制及び研究組織を早急に構築することが求められる
- ・ 名称は，「国立国語研究所」を引き継ぐことが適当
- ・ 新しい大学共同利用機関では，日本語教育の基盤となる調査研究は行うものの，現在，国立国語研究所が行っている日本語教育に係る基準等の開発や資料の作成・提供等については，学術分科会における検討とは別に，実施主体・方法等について早急に検討を行うことが望ましい

(2) 大学と大学共同利用機関との連携及び大学の役割

- ・ 新しい大学共同利用機関と大学とが一体となって国語に関する学術研究を進めることが必要
- ・ 新しい大学共同利用機関では，大学の研究者や研究組織間のネットワーク作りに努めることが重要
- ・ 各大学においては，国語に関する学術研究が安定的・継続的に行われるよう，研究者の養成・確保や研究環境の整備が求められる
- ・ 研究成果が，学部や大学院の大学教育全般に活かされることが必要

5. 新しい大学共同利用機関の組織整備の基本的考え方

(1) 基本方針

- ・ 我が国の国語である日本語を世界の諸言語の中に位置付け、その特質と普遍性の研究を推進する国際的研究拠点
- ・ 現代日本語研究を中核とし、歴史研究を含む言語研究諸領域を包括
- ・ 日本語以外の言語研究や関連する分野との共同研究を推進
- ・ 大学を中心とする国内外の日本語研究者に開かれた協業の場として、組織し運営

(2) 研究領域

- ・ 理論・構造研究，空間的変異研究，時間的変異研究，言語資源研究
- ・ 学際的研究等のプロジェクト研究も積極的に実施

(3) 主要事業

- ・ 日本語研究に関する資料・文献の収集，整理，提供，研究
- ・ 日本語研究の重要課題に関する共同研究の推進
- ・ 日本語研究に関する国際交流・連携の強化・推進
- ・ 国内外の日本語研究情報の集積，発信

(4) 組織・運営

- ・ 運営会議の重視，柔軟な研究組織の形成，大学院教育への協力